

憲法は破れるのではない

日本語教育の重要な文法項目に、「自他の対応」がある。これは、「割れる－割る」「溶ける－溶かす」「閉まる－閉める」のように、「<もの>が<自動詞>」「<人>が<もの>を<他動詞>」という形で、意味的に対応する場合を言う。例えば、「コップが割れた。」と「太郎がコップを割った。」は出来事としては、「コップが割れた」という同じ事態を表している。

こうした自動詞と他動詞のペアがあるときの両者の違いは、基本的には、「自動詞」の場合には「人が関与せずに」自然にある出来事が起こるということを表すのに対し、「他動詞」の場合は、「人が関与して」出来事が引き起こされるということである（この原則に当てはまらないケースもあるが、ここでは考えない）。

一方、この自動詞とほぼ同じ意味を表す表現に「受身」がある。特に、「もの」が主語である受身の場合は、意味的に自動詞に近い。例えば、「ロープが引っ張られた。」「旗が掲げられた。」などは意味的に上述の自動詞が表す意味に近い。これらの場合に、「受身」が使われるのは、「引っ張る、掲げる」などに対応する自動詞がないため、「受身」がその代わりに使われているのだと解釈できる。

さて、「引っ張る、掲げる」などの他動詞は対応する自動詞を持たないが、「自他の対応」が存在する他動詞の場合は「割られる、溶かされる、閉められる」のように、受身形が存在する。そのため、「自動詞」の文と「他動詞の受身」の文が存在しうることになる。例えば、「門が閉まった。」と「門が閉められた。」のように、である。

ここで、「破れる」という動詞について考えてみよう。「破れる」は自動詞だが、対応する他動詞「破る」を持っている。したがって、次の①②がともに可能である。

- ① ポスターが破られた。（受身文）
- ② ポスターが破れた。（自動詞文）

では、どのような名詞が「～が」の「～」の位置に来て、①のような受身文と②のような自動詞文が可能なのだろうか。次の例を考えてみよう。

今の世界の国々では、内乱や戦争のようなやり方で憲法が③破られるということはめったにない。もし、憲法で決めていることが気に入らないと思い、自分の思うように政治をやろうと思っている人間がいるとしても、その人は表向きは、憲法を守り、憲法に従って政治をやっているようなかっこうをしていることが多い。つまり、形の上では憲法を守っているように見えて、実は憲法を破っているということがあるのだ。そういう場合に、へりくつの解釈が行われるということになるのだ。

（佐藤功『復刻新装版 君たちと憲法』より一部改変）

この例の③「破られる」を「破れる」に変えることはできない（④「×内乱や戦争のよ

うなやり方で憲法が破れるということはない。))。

なぜ、①～③は可能であるのに④は言えないのだろうか。このことを考えるには、①と②の意味の違いを考える必要がある。確かに、①と②は非常に似た意味を表しているが、微妙な違いもある。その違いというのは、①(受身)には「動作をした人間の存在が示唆されている」のに対し、②(自動詞)にはそうした人間の存在は含まれていないということである。

このことから、③「憲法が破られる。」は言えるのに④「憲法が破れる。」は言えない理由がわかる。つまり、「憲法はひとりで破れる」のではなく、「人間によって破られる」ものなのである。この解釈が正しいことは、上掲書の上の引用部分の後の次の文章からもわかる。

ところが、実は時々、法律が憲法に反するようなことを決めてしまうことがないわけではない。もしそうなると、憲法がその法律によって破られるということになる。

(佐藤功『復刻新装版 君たちと憲法』より一部改変)

法律を作るのは人間であるから、「憲法が法律によって破られる」というのは結局、「憲法が人間によって破られる」ということの意味する。

この2つの例は、ともに故佐藤功氏が1955年に著した『君たちと憲法』の復刻版の第4章から取ったものである。この第4章は「憲法を守るということ」と題され、憲法がどのような場合に空洞化し、「合法的に」破壊されるかということ、小中学生向けにわかりやすい文章で記したものである。

その内容は、現憲法の作成に実務面で深く関わった筆者ならではの優れたものである。何よりも、そこで記されているプロセスがまさに昨年の「安保法制」の成立において実証されていること、そのことを同書が60年前に予言していることに、私は強い衝撃を受けた。1920年代当時世界で最も「民主的な」憲法であったワイマール憲法から「ヒトラー」が出てきたという歴史的事実に即して考えても、同書の指摘はまさに今日的な問題である。

「憲法が人間によって破られる」ことがあることを記した同書は、次のことばで結ばれている。

もう一ど最後に言おう、よかったら君たちも声をあげて読んでくれたまえ。

「憲法が君たちを守る。君たちが憲法を守る。」

(佐藤功『復刻新装版 君たちと憲法』)

①～④の問題は「文法」(ことば)の問題である。しかし、「憲法が破れる。」が日本語の文として(というより、おそらく全ての言語の文として)正しくないこと理由は、「憲法」に記されているさまざまな権利が「人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果」であり、

過去幾多の試練に堪え、現在および将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたもの」(日本国憲法第 97 条)であるからに他ならない。ここにおいて、「文法」は「憲法」と結びつくと言えるのではないだろうか。

憲法は「破れる」のではない。「破られる」のである。だからこそ、私たち国民は私たちの先人が多くの尊い血を流して獲得した諸権利を守る砦である憲法を守らなければならない。筆者佐藤功氏の 60 年前の問いかけに私たちはこのように答えなければならないと私は信じる。

(2016 年 12 月 7 日)